

# 桜花学園大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 桜花学園大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、桜花学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の教育目的は、「宗教精神によって学校教育を行い、信念ある女性を育成する」という使命・目的に基づき、学則第1条に具体性を持って明示され、適切に規定されている。なお、それらは平易かつ簡潔な文章で表記され、ホームページなどを通し大学内外に周知されている。

使命・目的と教育目的を具現化すべく、「教育・保育の専門職養成、グローバル化に対応した人材養成、能動的に対応し得る人間の形成」を実践することを大学の個性・特色とし、時代や社会からの要請などに基づき学部・学科の改組転換や海外留学制度を推進するとともに、それらを三つの方針（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）に反映させている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

学生受入れについては、アドミッションポリシーを学部・学科ごとに明示し、学内外に周知を図っている。また、一部の学部については入学定員及び収容定員を充足させるための努力を行っている。教育目的に沿ったカリキュラムポリシーに基づき体系的な教育課程が編成されている。

学修支援・授業支援は、教員と事務職員との協働により実施されており、単位認定、進級要件、卒業、修了要件については学則などに明記され、適切に運用されている。

キャリアガイダンスに関しては、学生支援組織が教職協働体制により整備されている。また、教育目的の達成状況の評価は授業評価や授業アンケートを実施し、改善を行っている。なお、学生サービスについては、学生に対する各種支援を積極的に実施している。

設置基準に基づく教員を各学部・学科に配置し、FD研修会などにより資質・能力の向上に向けた努力がなされている。また、教養教育推進のための体制として、「共通教育委員会」が設置され全学的な取組みを行っている。なお、教育目的の達成のために必要な校地・校舎・施設設備等は適切に整備、活用されている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性に関しては、管理運営体制や関係諸規則を整備し、適切に運営されており、関係法令等を遵守した大学の設置、運営が行われている。

理事会は、寄附行為に定められた管理・運営に関する重要事項の審議を行う体制が整っている。大学の意思決定は、適切に行われており、学長のリーダーシップ発揮を支援するための副学長制度が導入されている。また、管理組織と教学組織との責任体制を明確にす

るとともに、両組織の連携と意思決定の円滑化が図られている。

業務執行体制の機能性については、法人及び大学の所掌業務を効果的に遂行するための業務執行体制が構築されている。財務基盤と収支については、「桜花学園大学中期目標」と「財務の中長期計画」を策定し、収支改善を推進するための取組みを行っている。会計については、適切に会計処理がなされており、会計監査の体制も整備されている。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価活動については、「桜花学園大学評価委員会規程」に基づき、学長・副学長を中心に実施されており、自主的・自律的な自己点検・評価が行われている。また、その結果は、「桜花学園大学自己点検評価報告書」に取りまとめ、学内での共有を図るとともにホームページで公表しており、エビデンスに基づいた自己点検・評価が行われている。

管理運営と教学を対象とした自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルは、全学的なシステムとして構築され、組織的に機能している。

総じて、大学は「広く知識を授け、高い教養と専門的能力、豊かな人間性がかねそなえた優れた人材を育成する」ことにより、その「成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与すること」を目指しており、それらを教育目的及び人材育成目標に反映させ、教職協働による学生支援体制に基づき体系的な教育課程を編成し、教育実践において結実させている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている「基準 A.社会連携」については、概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

「宗教精神によって学校教育を行い、信念ある女性を育成する」という使命・目的は、学則第 1 条第 1 項に具体的な教育目的として「広く知識を授け、高い教養と専門的能力、豊かな人間性がかねそなえた優れた人材を育成する」と規定されている。

使命・目的及びそれらに基づいた教育目的は平易かつ具体的理念として明記されており、また、教育目的は学則に簡潔に文章化され、ホームページ、入試要項、履修の手引きなど

において明示されている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

使命・目的と教育目的を具現化するための大学の個性・特色を「教育・保育の専門職養成、グローバル化に対応した人材養成、能動的に対応しうる人間の形成」として明示している。

法令への適合については、大学として適切な使命・目的及び教育目的が、教育基本法・学校教育法等に基づいて規定されている。

時代と社会の要請に対応すべく、また、学部の定員確保という観点から「桜花学園大学将来計画検討委員会」や「新学科設置検討委員会」などの委員会において変化への対応策の検討を行っている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

使命・目的及び教育目的の策定については、理事会において決定されており、また、それらは学部教授会などの審議の過程を通して構成員に認識され、役員、教職員の共通理解と支持を得ている。

学内への周知については、使命・目的及び教育目的を入学式などにおいて学長が言及している。また、学生や教職員への配付物に掲載し周知するとともに、特に新任教職員には説明の機会が設けられている。学外へは主にホームページにより周知している。

使命・目的及び教育目的を「桜花学園大学中期目標」に反映させるとともに、三つの方針に位置付けている。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科及び研究科、研究所等の教育研究組織が整備されている。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

大学の教授会及び大学院の研究科委員会で教育目的に基づき策定され確認したアドミッションポリシーを明示し、学外へは大学案内・入学ガイド・ホームページ等により周知を図っている。

また、アドミッションポリシーに基づき、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により実施し、入学選考方法を多様化させることにより、多様な入学者の受入れに努めている。

AO 入試で合格した後に、入学前教育として両学部ともに学部の特徴に応じた複数回の課題作文を課している。

学芸学部では定員確保に向けて入学定員の変更を行ったが、定員未充足が続いているため更なる検討と改善に向けた方策に期待したい。保育学部では、入学定員に沿った適切な学生受入れ数が維持されている。

### 【改善を要する点】

○学芸学部英語学科の収容定員が 0.7 倍未満となっているため、充足に向けた対応が継続中ではあるが、改善が必要である。

### 2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

両学部ともに、教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーを明確にし、編成目的・編成方針及び編成内容が体系化されており、教授方法の工夫もされている。また、学部間の連

携を強化し、共通教育科目及び専門教育科目を柱に教育課程を編成している。

保育学部では、学生参加による授業改善の取組みとして「保育学部フォーラム」を毎年度実施し、学生と教職員が参集して授業評価の報告や学生の授業に対する意見や要望を聞く機会を設け、授業改善や保育学部づくりの意見交換を行っている。

学芸学部では、アクティブ・ラーニング教室の活用やウェブサイト上での自習が可能なシステム「Moodle」を活用した授業に取り組んでいる。

シラバスは、「履修の手引き」に掲載し、ホームページや「Moodle」で公表している。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

両学部ともに履修指導は教務委員と教務課職員が連携して学修支援・授業支援がなされている。保育学部では、ゼミの担当教員が日常的に所属学生の個別指導・相談に応じる少人数支援体制により、入学から卒業までの学生に対する履修指導や学修支援体制が構築されている。学芸学部では、英語ネイティブ教員と日本人教員がペアとなり、学修相談・個別指導に応じるアカデミック・アドバイザー体制による学修支援を履修カルテの活用も含めて組織的に行っている。

全授業で学生への授業アンケートを実施し、学生の意見をくみ上げ、FD委員会、「学部フォーラム」、教授会等が連携し有効に機能することにより、授業支援の充実を図っている。

教員の教育活動を支援する TA については、規程を整備し平成 28(2016)年度から活用しており、現在は教員経験もある社会人の大学院生が TA を担当している。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準に関しては、設置基準にのっとった学則等に基づき運用されている。

成績評価方法についても、GPA(Grade Point Average)制度導入に際しシラバスや「履修の手引き」に各授業科目の評価基準を明記するなど周知し、厳正に適用している。また、全学生向けに「試験ガイダンス」を各学期の試験前に実施し、授業時間数・成績評価の具体的基準を学生に説明することで、厳格に単位認定を行っている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

保育学部では、学生の就職支援に関して、ゼミを基盤とする包括的な個別支援の体制や、教員・事務組織の関係部門による個別・専門的な支援に加えて、学生参加を基本とする学生自身の自己開発など体系的な構造の整備に努めている。

学芸学部では、教員の指導により就職等の情報提供や授業科目を通しての指導が行われている。また、ゼミを基盤とする包括的な個別支援体制のチュートリアルシステム及びアカデミック・アドバイザーによる個別相談等を通じて、就職支援が行われている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

保育学部では、ゼミ担当教員が履修カルテを通して、個別に学修成果と評価結果についてチェックし、学生にフィードバックしている。また、全ての授業科目において授業評価を実施し、その結果を担当者にフィードバックするとともに、FD 委員会で検討の上、「学部フォーラム」等で結果を報告し課題を確認している。

学芸学部では、毎学期後、GPA の結果を学科会議で報告し、学年ごとの学修やその結果を議論し、個別学生の学修上の問題点等を検討している。また、中間及び学期末に授業アンケートを実施し、FD 委員会での検討・分析、学部研修会や「学部フォーラム」で報告を行い、課題を共有している。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】



教員組織として「学生委員会」が置かれ、事務組織としては学生課が学生生活の安定・充実のための支援を行っている。また、「学生委員会」の定例会議には学生課職員も参加し、現状確認と課題を教職員で共有している。学生に対する健康相談などは、主として保健室の職員が対応している。心理的支援に関しては、固有の心理的支援の組織として学生相談室の専門カウンセラーが相談、助言を行っている。

また、入学後の家計急変等の対応として、大学固有の奨学金制度を設けており、社会人入学者や編入学生に対して、学生生徒等納付金の減額などを実施している。

学生の意見・要望等は学生会を通して「学生委員会」、学生課等が対応している。学生大会での意見を集約した「学生会要求」に対しては「学生委員会」、事務局を中心に協議・検討し、「大学運営協議会」、教授会での了承の後、学長名で回答するシステムが確立している。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

教育目的及び教育課程に即した教育を実施するため、設置基準に基づく教員を各学部・学科に配置している。

教員の採用・昇格人事は、各学部の将来計画に基づき、「学部運営協議会」「教員資格審査委員会」で方針・計画の原案を審議し、教授会で承認を得て進めている。また、FD委員会を組織し、教員の資質・能力向上の取り組みとして、「大学合同研修会」「学部研修会」「キャンパス合同FD研修会」等を実施し、FDの実施体制を整備している。

全学共通の教養教育推進のための「共通教育委員会」を設置し、教養教育の改善に取り組む体制を整備している。

## 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

教育目的の達成のために必要な校地・校舎・施設設備等の学修環境は適切に整備され活

用されており、また、施設設備等は法令に基づく適切な維持・管理がなされている。また、防災、防火等のための避難訓練及び救急対応訓練は、愛知県豊明市消防本部・消防署の指導で、毎年実施している。

授業を行う学生数については、教育課程改革や定員増の変化に対応し、授業規模に応じた適切なクラス編制となっている。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 【理由】

「学校法人桜花学園寄附行為」に基づき、管理運営体制や関係諸規則を整備し、経営の規律と誠実性を確保するとともに、使命・目的の実現に向け、定期的に教授会、理事会、評議員会を開催し、継続的な努力を行っている。また、私立学校法、学校教育法、設置基準の管理運営に関する法令等の遵守も適切に行われている。

環境保全・人権・安全への配慮については、電気使用量の減量対策の実施や地下水（井水）利用など環境に配慮し、ハラスメント防止に関する全教職員による研修会を実施している。また、防火管理規程を整備し、自衛消防隊を設けて毎年度消防署の指導のもとに避難訓練を実施するなど安全に配慮している。

教育情報及び財務情報の公表は大学のホームページを中心に行っており、利害関係者からの閲覧請求に対しては閲覧に供する対応をとっている。

#### 3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

**【理由】**

法人の使命・目的の達成に向けて「学校法人桜花学園寄附行為」に基づき、理事会・評議員会は適切に運営されている。両会議ともに理事・評議員の出席率は高く、欠席に伴う議案ごとの賛否についても意思表示を書面により確認するなど、適切な手続きをとっており意思決定機関・諮問機関として機能している。

教育研究の目的を達成するため、学校法人の管理部門と教学部門の責任体制を明確化し、意思疎通を十分に行い、戦略的意思決定ができる体制となっている。

**3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

**【評価結果】**

基準項目 3-3 を満たしている。

**【理由】**

学長が意思決定をするに当たって、各種委員会、学部運営協議会、教授会、大学評議会という流れで意見を聞く仕組みが確立されている。

また、教授会等に意見を聞くことを必要とする教育研究に関する重要な事項は学則に定められている。

平成 26(2014)年度より財務面、教学面において学長を補佐する副学長を置き、学長のリーダーシップが発揮できる体制を整備し、大学の意思決定と業務執行を迅速に実行している。

**3-4 コミュニケーションとガバナンス**

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

理事長、副学園長、法人事務部門、大学事務部門、高校事務長、幼稚園長による「部門連絡会議」をほぼ毎月開催し、各部門の現状や課題等を協議するとともに、意思決定の円滑化が図られている。

法人と大学との間では、「部門連絡会議」などの開催により相互連携体制が構築されている。「学校法人桜花学園寄附行為」にのっとり、評議員、監事は適切に選任され、チェック機能を果たしている。また、管理組織と教学組織の責任体制を明確にするとともに、各種

委員会には事務職員が委員として参画するなど機能的な管理運営がなされている。理事長及び学長のリーダーシップによるトップダウン機能と管理組織・教学組織内の各会議組織によるボトムアップ機能が規定により担保される制度が構築されており、バランスのとれた運営が行われている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

「学校法人桜花学園事務組織及び事務分掌規程」により、法人運営、大学運営が実行され、適切な業務執行権限と管理責任体制が整備されている。

事務組織は、業務目的や内容に応じて、能力や資質、専門性、実務経験、技術力を考慮し、適正な人員配置による業務執行体制を構築している。

職員の研修については、「自宅研修に関する内規」に基づき、自宅研修、自己研さんがなされているほか、外部組織が開催する研修会へ積極的に参加させ、研修内容を「SD 研修会」「朝の打ち合わせ会」に報告することにより共有化を図り、職員の資質・能力向上に努めている。

### 3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

大学・大学院の将来に関わる計画を検討し、教育研究活動の充実・向上を図ることを目的とする「桜花学園大学将来計画検討委員会」を設置し、委員会が中心となり、「桜花学園大学中期計画(2012-2016)」「桜花学園大学中期目標(2016-2020)」を策定し、改組転換による新学科設置等の検討により、収支改善を目指し財務運営の確立及び収支バランスの確保に向け組織的に取り組んでいる。

外部資金の導入については、科学研究費助成事業を中心に、実務担当者を事務局に配置するなど、教員組織と事務組織が連携し、申請数の増加策や獲得に向けた取り組みを行っている。

### 3-7 会計

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

学校法人の会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人桜花学園寄附行為」「学校法人桜花学園経理規程」等に基づき、適正に行われている。会計上の諸問題等についても、監査法人及び顧問税理士からの指導、助言を受け適切に対応している。

予算についても、予算編成委員会及び法人本部が中心となり、適切な予算編成手続きが行われ、予算執行及び予算管理がなされている。補正予算についても同様の処理がなされている。会計監査人による監査は、私立学校振興助成法に基づき、滞りなく実施され、監査報告書は「適正」と表示されている。また、監事による監査については、私立学校法に基づき、業務執行状況及び財産の状況の適切性に関する監査を実施し、理事会、評議員会に出席するとともに監査結果を報告している。会計監査人との意見交換も実施され緊密に連携が図られている。

### 基準 4. 自己点検・評価

#### 【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 4-1 自己点検・評価の適切性

##### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

##### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

##### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 【理由】

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価については、学則の規定の通り、毎年、自己点検・評価を実施している。大学・大学院の使命・目的の達成状況を検証するとともに、外部評価も実施して、その結果を公表し、課題を客観的に確認した上で、教育研究活動の改善向上につなげている。

自己点検・評価活動のための運営・評価体制は、「桜花学園大学評価委員会規程」に基づき、教育の質保証・向上を目的に、学長、副学長他による「大学評価委員会」を組織し、

各学科及び各種委員会、事務組織の各評価単位が行う自己点検・評価の結果を踏まえ、全学的視点に立って自己点検・評価を行っている。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価の実施に当たっては、基準項目ごとのエビデンスに基づいた資料、関連データ等を用い諸規則との整合性を図りながら、正確な分析、透明性の高い点検・評価を実践している。

「IR 推進委員会」「桜花学園大学将来計画検討委員会」が中心となり、教育・研究・社会貢献等に関する情報収集・データ分析を行い、自己点検・評価を毎年実施し、「桜花学園大学自己点検評価書」としてまとめ、全教職員に配付し、その内容を学内で共有するとともに、大学のホームページで公表している。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 【理由】

平成 25(2013)年度から、各部署において年度末に諸活動の総括・課題改善分析を行い、「自己点検評価委員会」に報告し、同委員会において集約し、評価基準に則して自己点検・評価を行い、報告書を作成する PDCA サイクルの仕組みを取入れている。

自己点検・評価の結果とそれを踏まえての外部評価（第三者評価）の記録は、教職員に公表され、全構成員が現状と課題認識を共有している。

管理部門と教学部門が一致協力して、自己点検・評価に当たる体制を構築し、外部評価も取入れた、PDCA サイクルによる大学運営、教育研究活動の改善・向上に資する体制を目指している。

#### 大学独自の基準に対する概評

##### 基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、教員派遣など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2 地域社会との教育連携

A-2-① 大学と地域社会との協力関係の構築

A-2-② 大学の組織として地域連携センターの整備

A-3 他大学等との教育連携及び国際交流

A-3-① 国内他大学との教育連携

A-3-② 学生の国際交流のための支援体制の充実

A-3-③ 留学生受入れ体制の充実

【概評】

保育学部では、「生涯学習研究センター」「教育保育研究所」が、多様な学習機会を社会に提供し、地域住民への交流会・セミナーを開催している。また、愛知県現任保育士研修運営協議会の事業に施設提供や協力を積極的に行い、保育士資格国家試験の愛知県の会場校として施設を提供し、教職員も協力している。

学生による近隣市内の自治体主催の行事への参加、保育施設や障がい者施設での学生ボランティア活動を通しての社会貢献活動を行っている。大学・短大と愛知県豊明市教育委員会との連携に関する協定により、豊明市の大学市民講座に講師派遣を行っている。また、豊明市の小学生を対象とした「放課後子ども教室」へ学生ボランティアを派遣して地域社会との協力関係を構築している。地域社会との教育的連携活動の全学的な情報集約とコーディネート機能を担保する「桜花学園大学地域連携センター」を平成 26(2014)年 4 月に設置し地域連携を図っている。

国内他大学との教育連携については、平成 24(2012)年度からの「愛知県内教員養成高度化支援システムの構築」へ参画するとともに同年度から「基幹保育者養成プログラム開発のための共同教育事業」に関する協定を結び、取組みを進めている。愛知県内全ての 4 年制大学との単位互換、県下の教員養成系 5 大学による「愛知県内教員養成高度化支援システムの構築」が文部科学省の「大学間連携共同教育推進事業」に採択され、連携大学として地域大学間の教育連携事業に取り組んでいる。保育学部における「海外幼児教育インターンシップ」、学芸学部における「海外英語実習プログラム」による海外研修事業の推進や韓国又松大学との留学生受入れを通じて国際交流事業を推進している。